

## AI道路工事検知ソリューション利用規約【現改比較表】 2025年2月26日現在

～2025年2月25日

2025年2月26日～

### 第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、別紙サービス仕様書において定めるものをいいます。
- (2) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。
- (3) 「モビリティパートナー」とは、本サービスの提供に伴い、道路の工事状況を撮影する当社の業務委託先をいいます。

第6条の4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第0項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用および第2号乃至第6号に基づく承諾の取り消しの場合は次条に定める違約金を負担するものとします。

### 第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、別紙サービス仕様書において定めるものをいいます。
- (2) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日 (原則、毎月1日。ただし、申込内容に応じて月の途中となる場合もあります。) をいいます。
- (3) 「モビリティパートナー」とは、本サービスの提供に伴い、道路の工事状況を撮影する当社の業務委託先をいいます。

第6条の4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用及び第3項2号乃至5号に基づく承諾の取り消しの場合は次条に定める 残余期間相当額 を負担するものとします。

#### 第7条 最低利用期間

別紙に特段の定めがない限り、契約者は、第0項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金（以下、「違約金」といいます。）を一括して支払うものとします。

2 前項の最低利用期間は、原則、毎月1日を利用開始日とし、そこから起算して12ヶ月後の末日までとします。ただし、申込内容に応じて利用開始日が月の途中となる場合もあります。この場合、利用開始日を含む月の翌月から起算した11か月後の末日までを最低利用期間とします。

3 本サービスのオプション機能を追加した場合、最低利用期間は、当該オプション機能の利用開始日から起算して12ヶ月後の末日までとします。また、利用開始日が月の途中となる場合については前項の定めに従うものとします。

4 本サービスの契約期間は、本条に定める最低利用期間が終了となる日の6か月前までに契約者から当社へ申し出がない限り、1年間、自動的に更新されるものとします。なお、契約期間が更新された場合であっても、契約期間中の解約には違約金が発生するものとします。

#### 第7条 最低利用期間

別紙に特段の定めがない限り、契約者は、[第2項及び第3項](#)に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金（以下、「[残余期間相当額](#)」といいます。）を一括して支払うものとします。

2 前項の最低利用期間は、[利用開始日から起算して12ヶ月後の末日までとします（利用開始日が1月1日の場合は、同年12月31日までが最低利用期間となります）](#)。ただし、[利用開始日が1日以外の場合、利用開始日を含む月の翌月から起算した11か月後の末日までを最低利用期間とします（利用開始日が1月15日の場合は、2月1日から起算した11か月後の末日（同年12月31日）までが最低利用期間となります）](#)。

3 本サービスのオプション機能を追加した場合、最低利用期間は、当該オプション機能の利用開始日から起算して12ヶ月後の末日までとします（[当該オプション機能の利用開始日が1月1日の場合は、同年12月31日までが最低利用期間となります](#)）。また、利用開始日が月の途中となる場合については前項の定めに従うものとします。

4 本サービス（[オプション機能を含む](#)）の契約期間は、本条に定める最低利用期間が終了となる日の6か月前までに契約者から当社へ申し出がない限り、1年間、自動的に更新されるものとします。なお、契約期間が更新された場合[であっても、本条第2項及び第3項に定める最低利用期間は適用されるものとし、更新された契約期間中の解約には残余期間相当額が発生するものとします](#)。